

「通いの場」を運営する住民団体を 支援します

徳島市では、支えあいの地域づくりを推進し、地域住民の交流の機会を持つことによる社会的孤立を防止するとともに、生きがいづくりや健康保持を図り、要介護状態等となることや介護予防または軽減することを目指し、65歳以上の高齢者の方が気軽に集える「通いの場」を運営する住民団体の支援を行うため、補助金を交付します。

1 補助対象者

徳島市で介護予防活動を実施する地域のグループや市民団体、特定非営利活動法人等の営利又は政治、宗教活動を目的としない団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者です。

- (1) 市内に居住する5人以上の者で構成される団体。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。
- (3) 適正な会計処理を行うことができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

2 対象となる事業

地域住民等によって自主的に運営される、身近で高齢者の誰もが自由に参加でき、運営者も参加者もともに関わる、体操、茶話会、認知症予防、趣味活動等の介護予防に資する「通いの場」で以下の条件のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市内において事業を実施
- (2) 開催頻度は、原則、月1回以上の開催
- (3) 事業を1年につき5か月以上実施すること。
- (4) 1回あたりの実施時間はおおむね60分以上。
- (5) 1回の開催につき、5人以上の市内に住所を有する65歳以上の者が参加すること。
- (6) 団体名、開催日時、活動内容、開催場所、連絡先等の情報を市が公表（インターネット等）すること及び新たに参加を希望する人を可能な範囲で受け入れることについて同意すること。
- (7) 国、県、市その他公の機関による補助を受けていないこと。

※事業が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 宗教上の教義を広め、信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

3 補助金の金額と対象経費

○補助金の金額

区分	補助金の額及び上限額
運営費補助	通いの場の開催数に 2,500 円を乗じて得た額 (30,000 円を上限) 又は補助対象経費の合計の低い方の額
立ち上げ支援補助	限度額 30,000 円又は補助対象経費の低い方の額。ただし、対象はこれから新たに「通いの場」を立ち上げる団体のみで 1 回に限る (回数を増やすなど、すでに実施している事業を発展させる場合は対象とならない)。

○補助対象経費

項目	対象となる経費
報償費	外部講師への謝金 (参加者及び団体内部に対する者は除く。)
消耗品費	1 万円未満の品 (事務用品、書籍、教材等の購入費、手指消毒剤等)
燃料費・光熱水費	ガス・灯油、電気・水道料金 (金額を他の事業と按分するなど、明確に提示できる場合のみ可)
印刷費	チラシ、写真、広報等印刷代
通信・運搬費	切手、はがき、郵送料
保険料	傷害保険等の保険料
使用料および賃借料	会場使用料、会場の冷暖房使用料
備品購入費	1 万円以上の品 (椅子、DVD プレイヤー等)
その他市長が必要と認める経費	

○対象外経費

- ・ 運営に係る人件費
 - ・ 団体の経常的な活動に要する経費 (会議費や電話代・インターネット等の通信費)
 - ・ 参加者や講師への土産代、記念品 (例: 参加賞等)
 - ・ 参加者が通うための交通費 (例: バス、タクシー代)
 - ・ 飲食にかかる経費 (例: 茶菓子、弁当代、水分補給用の水)
 - ・ 特定の参加者または個人が所有することとなる物品および材料にかかる経費 (例: ユニフォーム等)
 - ・ 領収書がない等使途が不明なもの
- ※ 飲食にかかる経費は対象外ですが、調理のための材料や、防災訓練等に使用する防災食等は対象とします。
- ※ 補助対象経費になるかご不明な場合は、必ず事前にお問い合わせください。
- ※ 補助対象経費に係る支払い領収書や収支がわかる書類については、事業完了後から 5 年間保存してください。後日、市から書類の提示を求めることがあります。

4 申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、健康長寿課まで郵送またはご持参ください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体調書（様式第4号）

※立ち上げ支援補助について、前払いを希望する場合は、補助金前金払申請書（様式第7号）を併せて提出してください。

応募受付：随時

提出方法：郵送、持参による提出

提出場所：徳島市健康福祉部健康長寿課（市役所本館2階）

※様式等は市のホームページでも公開。

徳島市ホームページ「「通いの場」を運営する住民団体を支援します」

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/kourei_fukushi/200100a202303.html

5 実績報告

事業終了後速やかに提出をお願いします。補助金の支払いは、事業終了後当該年度の実績報告書を提出していただいた後になりますので、翌年度4、5月末頃に支払います。

- (1) 実績報告書（様式第11号）
- (2) 事業実績書（様式第12号）
- (3) 収支決算書（様式第13号）
- (4) 領収書の写し等支払い証明するもの

6 手続きの流れ

時期	項目	提出書類
4月～ 随時	申請書類の提出	(1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書（様式第2号） (3) 収支予算書（様式第3号） (4) 団体調書（様式第4号） ※補助金前金払申請書（様式第7号）（立ち上げ支援補助のみ）
	補助金の前払いの請求	請求書（立ち上げ支援補助のみ）
	補助金の交付（立ち上げ支援補助のみ）	
翌年 3月 ～ 5月	実績報告書類の提出（事業終了後速やかに提出をお願いします）	(1) 実績報告書（様式第11号） (2) 事業実績書（様式第12号） (3) 収支決算書（様式第13号） (4) 領収書の写し等支払い証明するもの
	補助金の請求	請求書
	補助金の交付	

7 その他

- ・ 補助金の支払い方法は口座振込みのみとなります。
- ・ 補助金の申請をして、市が交付を決定した交付決定日以降にかかった経費が補助の対象です。(交付決定日より前に開催したものの経費は対象外です。)
- ・ 実績額が補助金の前払い額に満たない場合、返還手続きが発生します。(立ち上げ支援補助のみ)
- ・ 補助金の支払いは、事業終了後当該年度の実績報告書を提出していただいた後になりますので、翌年度4、5月末頃に支払います。後払いになりますので、御注意ください。(立ち上げ支援補助については前払い可能)
- ・ 介護予防活動に取り組んでいる団体を広く周知するために、活動情報等をホームページなどに公表します。活動の見学や参加希望などの問い合わせがあった場合は、紹介しますのであらかじめご了承ください。
- ・ 毎回の活動について、参加者数などを記録・管理し、実績報告の際に支障のないようにしてください。
- ・ 申請時の事業計画や経費配分が大幅に変更する場合(軽微な変更は除く)は、あらかじめ市の承認をうけなければなりません。また、代表者の変更や活動内容が変更の場合なども別途手続きが必要となりますので、ご連絡ください。
- ・ 活動する際には、安全に十分配慮してください。

8 活動内容の相談について(生活支援コーディネーターへご相談ください)

徳島市では地域における高齢者のちょっとした困りごとやニーズ、地域にある社会資源を把握し、地域のさまざまな活動・サービスをつなげていく調整役として、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置しています。通いの場の立ち上げや活動内容について、相談などがありましたら、生活支援コーディネーターまでご連絡ください。

徳島市地域包括支援センター(徳島市幸町3丁目77番地 徳島市医師会館2階)

電話番号:0120-24-6423

担当地区:加茂、渭東、川内、渭北、沖洲、応神、内町、多家良、勝占、昭和、津田

徳島市社会福祉協議会(徳島市沖浜東2丁目16番地 徳島市ふれあい健康館内)

電話番号:088-625-4356

担当地区:加茂名、佐古、国府、不動、北井上、南井上、八万、東富田、新町、上八万、西富田、入田

9 お問い合わせ先

徳島市健康福祉部健康長寿課 地域ケア推進担当

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地(市役所南館2階) TEL:088-621-5574